

共通番号と管理社会に“NO!”

共通番号制の問題を考える 市民シンポジウム in YOKOHAMA

- と き 2011年 11月 12日（土） 18：00～
- ところ 神奈川県立横浜研修センター
横浜クリニック 7階大会議室
- 主 催 神奈川県保険医協会
- 共 催 全国保険医団体連合会
- 後 援 日本弁護士連合会 / 横浜弁護士会 / 神奈川県医師会 / 横浜市医師会 / 川崎市医師会 / 相模原市医師会 / 大和市医師会 / 三浦市医師会 / 鎌倉市医師会 / 逗葉医師会 / 二宮町 / 群馬県保険医協会 / 栃木県保険医協会 / 茨城県保険医協会 / 埼玉県保険医協会 / 東京歯科保険医協会 / 千葉県保険医協会 / 山梨県保険医協会 / 神奈川税経新人会 / 反住基ネット連絡会 / やぶれっ！住基ネット市民行動 / 住基ネットに「不参加」を！横浜市民の会 / プライバシー・インターナショナル・ジャパン / 監視社会を拒否する会 （順不同、敬称略）



プログラム

1．開会挨拶

2．共通番号制度の概要説明 ～番号大綱を紐解いて～

知念 哲（神奈川県保険医協会・事務局主幹）

3．パネリストによる話題提供

法律の視点からの問題点～自己情報コントロール権の侵害など～

彦坂 敏之氏（日本弁護士連合会 情報問題対策委員会・委員）

税分野での問題点～納税者番号の危険性など～

辻村 祥造氏（プライバシーインターナショナルジャパン・副代表）

医療・社会保障分野での問題点～社会保障個人会計の危険性など～

池川 明氏（神奈川県保険医協会・理事長）

休憩

4．パネルディスカッション・フロアディスカッション

座長

水永 誠二氏（日本弁護士連合会 情報問題対策委員会・副委員長）

桑島 政臣氏（神奈川県保険医協会・副理事長）

5．閉会挨拶

社会保障・税番号大綱(概要)①(基本的な考え方)

1. 番号制度導入の趣旨

背景

- 少子高齢化(高齢者の増加と労働力人口の減少)
- 格差拡大への不安
- 情報通信技術の進歩
- 制度・運営の効率性、透明性の向上への要請
- 負担や給付の公平性確保への要請

課題

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤がないため、

- 税務署に提出される法定調書のうち、名寄せが困難なものについては活用に限界
- より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい
- 長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正な運営が難しい(年金記録の管理等)
- 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率
- 養子縁組による氏名変更を濫用された場合に個人の特定が難しい等

番号導入

理念

- より公平・公正な社会の実現
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会の実現
- 行政に過誤や無駄のない社会の実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

効果

- 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に実施
- 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実
- 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現
- IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会的基盤を構築
- ITを活用した国民の利便性の更なる向上も期待

現在

将来

2. 番号制度で何ができるのか

(1) よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 「総合合算制度(仮称)」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の現物給付化
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止

(2) 所得把握の精度の向上等の実現

(3) 災害時における活用

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

(4) 自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる

- 各種社会保険料の支払や、サービスを受けた際に支払った費用(医療保険・介護保険等の費用、保育料等)の確認
- 制度改正等のお知らせ
- 確定申告等を行う際に参考となる情報の確認

(5) 事務・手続の簡素化、負担軽減

- 所得証明書や住民票の添付省略
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減

(6) 医療・介護等のサービスの質の向上等

- 継続的な健康情報・予防接種履歴の確認
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握による児童虐待等の早期発見
- 難病等への医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易となる
- 介護保険被保険者が異動した際、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書添付の省略
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

3. 番号制度に必要な3つの仕組み

付番 新たに国民一人ひとりに、唯一無二の、民・民・官で利用可能な、見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

情報連携 複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用する仕組み

本人確認 個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認(公的認証)の仕組み

4. 安心できる番号制度の構築

- 国家管理(一元管理)への懸念
- 名寄せ・突合により集積・集約された個人情報の漏えい等の危険性への懸念
- 不正利用による財産その他の被害発生への懸念

制度上の保護措置

- 第三者機関の監視
- 法令上の規制等措置(目的外利用の制限、閲覧・複写の制限、告知要求の制限、守秘義務等)
- 罰則強化 等

システム上の安全措置

- 「番号」に係る個人情報の分散管理
- 「番号」を用いない情報連携
- 個人情報及び通信の暗号化
- アクセス制御 等

住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決(最判平成20年3月6日)を踏まえた制度設計

5. 今後のスケジュール

番号制度の導入時期については、制度設計や法案の成立時期により変わり得るものであるが、以下を目的とする。

- H23年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関係法案の国会提出
- 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置
- H26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- H27年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用開始
- H30年を目的に利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを引き続き検討

社会保障・税番号大綱(概要)②(法整備)

○番号法の構成(イメージ)

I 基本理念

II 個人に付番する「番号」

- 「番号」の付番、変更、失効

III 「番号」を告知、利用する手続

➢ 年金分野

- 国民年金及び厚生年金保険、確定給付年金及び確定拠出年金、共済年金、恩給等の被保険者資格に係る届出、給付の受給及び保険料に関する手続

➢ 医療分野

- 健康保険(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関する短期給付を含む)及び国民健康保険法等の被保険者資格に係る届出、保険料に関する手続
- 母子保健法、児童福祉法等による医療の給付の申請、障害者自立支援法による自立支援給付の申請に関する手続

➢ 介護保険分野

- 介護保険の被保険者資格に係る届出、保険給付の受給、保険料に関する手続

➢ 福祉分野

- 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金等の支給申請に関する手続
- 生活保護の申請や各種届出に関する手続
- 母子寡婦福祉資金貸付、生活福祉資金貸付の申請に関する手続

➢ 労働保険分野

- 雇用保険の被保険者資格に関する届出、失業等給付の受給、公共職業安定所への求職申込、労災保険給付の支給に関する手続

➢ 税務分野

- 国税又は地方税に関する法令若しくは地方税に関する法令に基づく条例の規定により税務署長等又は地方公共団体に提出する書類への記載及びこれに係る利用
- 国税又は地方税に関する法令若しくは地方税に関する法令に基づく条例の規定に基づき、税務職員等又は地方公共団体の職員等が適正かつ公平な国税又は地方税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用

➢ その他

- 社会保障及び地方税の分野の手続のうち条例に定めるもの
- 災害等の異常事態発生時の金融機関による預金等の払戻し等に係る利用

IV 「番号」に係る個人情報

- 番号
- 左記Ⅲに掲げる手続のために保有される個人情報

V 「番号」に係る本人確認等の在り方

- 本人確認及び「番号」の真正性確保措置
- 「番号」のみで本人確認を行うことの禁止

VI 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置

- 「番号」の告知義務、告知要求の制限、虚偽告知の禁止
- 閲覧、複製及び保管等の制限
- 委託、再委託等に関する規制
- 守秘義務、安全管理措置義務
- 「番号」に係る個人情報へのアクセス及びアクセス記録の確認
- 代理の取扱い
- 情報保護評価の実施

VII 「番号」を生成する機関

- 組織形態(地方共同法人)
- 市町村への「番号」の通知
- 情報保有機関との関係(情報保有機関は番号生成機関に対し、基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)の提供を求めることができること。)

VIII 情報連携

- 「番号」に係る個人情報の提供等(情報連携基盤を通じて情報の提供が行われること。)
- 情報連携の範囲
- 住基ネットの基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)との同期化
- 情報連携基盤の運営機関

IX 自己情報の管理に資するマイ・ポータル

- 設置、機能、運営機関(情報連携基盤の運営機関と同一の機関とする)

X マイ・ポータルへのログイン等に必要なICカード

- 交付
- 公的個人認証サービスの改良

XI 第三者機関

- 設置等(内閣総理大臣の下に委員会を置く)
- 権限、機能(調査、助言、指導等)

XII 罰則

- 行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等を主体とするもの
- 行政機関の職員等以外も主体となり得るもの
- 委員会の委員長等に対する守秘義務違反

XIII 法人等に対する付番

- 付番、変更、通知
- 検索及び閲覧(法人等基本3情報(商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号)に係る検索、閲覧サービスの提供)
- 「法人番号」の適切な利用に資する各種措置
- 法人等付番機関(国税庁)

○情報の機微性に応じた特段の措置

- 医療分野等における個人情報保護法の特別法を整備(医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備。)

「共通番号制度の概要説明～番号大綱を紐解いて～」

神奈川県保険医協会
事務局主幹 知念 哲

【説明のポイント】

1. 共通番号制度とは何か
 2. 共通番号制度はどこから出てきたのか
-

1. 共通番号制度とは何か

1) 共通番号制とは、巨大な「ネットワーク・データベース・システム」

- ・ 単に国民ひとり一人に新たな番号を付けるというものではない
- ・ 社会保障分野（医療・介護・年金・障害・保育）と税分野の個人情報に共通番号を付し、国や自治体などが各種情報を“名寄せ”“データマッチング”し、一元管理する仕組み
- ・ 番号大綱では個人情報の利用範囲を「当面は社会保障分野と税分野に限定」としているが、2018年を目途に情報の範囲拡大、民間企業の利用などを視野に見直しすることが明記

2) 共通番号制に必要な3つの仕組み

付番

- ・ 目で見えて「民 民 官」で利用可能な番号
- ・ すべての国民（在留外国人を含む）と法人に割り振られる
- ・ 住民票コードの番号とは異なるものとなるが、住民票コードと1対1で対応
- ・ よって住民票コードが管理する基本4情報（氏名、性別、生年月日、住所）と連携した番号となる

情報連携

- ・ 各行政機関が管理している個人情報を名寄せ・データマッチングする仕組み
- ・ 「情報連携基盤」というシステムを構築、名寄せ・データマッチングは情報連携基盤でのみ行うこととしている

本人確認

- ・ 個人や法人が番号を利用する際、利用者が番号の持ち主であることを証明するための公的認証の仕組み
- ・ 住基カードを改良したICカードの配布。券面に共通番号が明記されるほか、基本4情報や顔写真等の記載が検討。本人確認やオンライン認証に活用するとしている

3) 共通番号制で何ができるのか（番号大綱が挙げているのも）

- ・ きめ細やかな社会保障給付の実現
- ・ 所得把握の精度の向上等の実現
- ・ 災害時における活用
- ・ 自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる（マイポータル）
- ・ 事務・手続きの簡素化、自己負担軽減
- ・ 医療・介護等のサービスの質の向上等（医療・健康情報の利活用など）

4) 情報漏洩、不正対策

(制度上の措置)

- ・ 自己情報へのアクセス記録の確認(マイポータル)
- ・ 第三者機関による監視
- ・ 法令上の規制等措置、罰則強化

(システム上の措置)

- ・ 各種個人情報の分散管理
- ・ 「番号」を直接用いない情報連携
- ・ アクセス制御
- ・ 個人情報及び通信の暗号化
- ・ 公的個人認証等

5) 共通番号制導入までのスケジュール

- ・ 2012年1~6月 通常国会で法案提出(可決後、関連法案の提出)
- ・ 2014年1月 プライバシー保護のための第三者機関の設置
- ・ 2014年6月 全国民に共通番号を配付(ICカードも)
- ・ 2015年1月 社会保障分野や税務分野のうち可能な範囲で利用開始
- ・ 2018年 さらなる利用拡大を含めた番号法の見直し

2. 共通番号制度は、どこから出てきたのか(共通番号制度導入論の前史)

1980年 グリーンカード法案を国会で可決 85年 高所得者等を中心に強い反対世論強く廃止

1999年 住民基本台帳法の改正

2002年 住基ネットの稼働、住民票コードの全国民への付番

- 全国で反住基運動、裁判闘争が拡大
- 個人情報の名寄せ・納税者番号の使用を禁止、民間利用も禁止
- 2003年~希望する国民への住民基本台帳カードの交付(2010年3月末時点 普及率3.5%)

国民総背番号として活用したい側からの評判は思わしくなく、住民票コード後も、より自由かつ広範に利用できる新たな番号制度の導入が議論されることとなった

2001年4月~ 新自由主義にもとづく構造改革を推進(小泉構造改革)

- ・ 経済財政諮問会議(構造改革の司令塔) 社会保障番号、社会保障個人会計、社会保障カードの導入を検討(骨太の方針 2001)
- ・ IT戦略本部(日本のIT戦略を決定し推進するための国の機関) 社会保障カード、電子私書箱を検討

2009年8月31日~ 政権交代 共通番号制へ(番号構想は、新政権が事実上の“継承”)

- ・ 2009年総選挙時 民主党の政策集 INDEX2009「所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する」
- ・ 2010年6月 政府・国家戦略室「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」発表 共通番号制の創設を提起
- ・ 2011年1月 「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」を閣議決定
- ・ 2011年4月 「番号要綱」を閣議決定
- ・ 2011年6月 「番号大綱」を閣議決定

プライバシーの権利・自己情報統制権の観点

1 憲法とは

二つの側面

- (1) 国家機関（国会・内閣・裁判所）に権限（立法権・行政権・司法権）を与える面
- (2) 国民の人権を保障する面＝憲法の本質（国家機関の権限を制限する）

2 国民の人権

人間が生まれながらにして有する権利

（人間であるという事実だけにもとづいて発生する権利）

そのうちのひとつ

人格権

私生活は個人の人格そのもの　－私生活をのぞき見されない権利
（プライバシーの権利）

個人の情報は個人の人格そのもの－自己の情報を管理・統制できる権利
共通カードは、これらの権利と抵触する。

3 人権の限界－「公共の福祉」

人権の尊重－ひとりだけではなく、社会の全ての構成員に保障される

－他者の人権を侵害することは許されない。〈人権の限界〉

他者の人権を侵害するような「人権」の主張は、制約される。

例えば、他者の名誉を毀損する言論は、「表現の自由」に含まれない。等

4 共通カードは、プライバシー権や個人情報統制権を制約するだけの価値があるのか。

(1) 利便性

国民にとって「便利なもの」か？

「国益」は、それ自体保護するにはあたらない。

役所にとって便利、というだけでは、国民の権利制限の根拠とはならない。

「国益」の中身が「国民益＝私益」に還元されるものであるとき、初めて保護に値するものとなる。では、「私益」があるか？

直接の利便性

間接の利便性　たとえば、「税の公平」。それが実現するか。

(2) 危険性という負の面

住基ネットのように「4情報」に限定されない。健康・社会保障情報も

住基ネットのように民間利用が禁止されない。民間利用に解放。

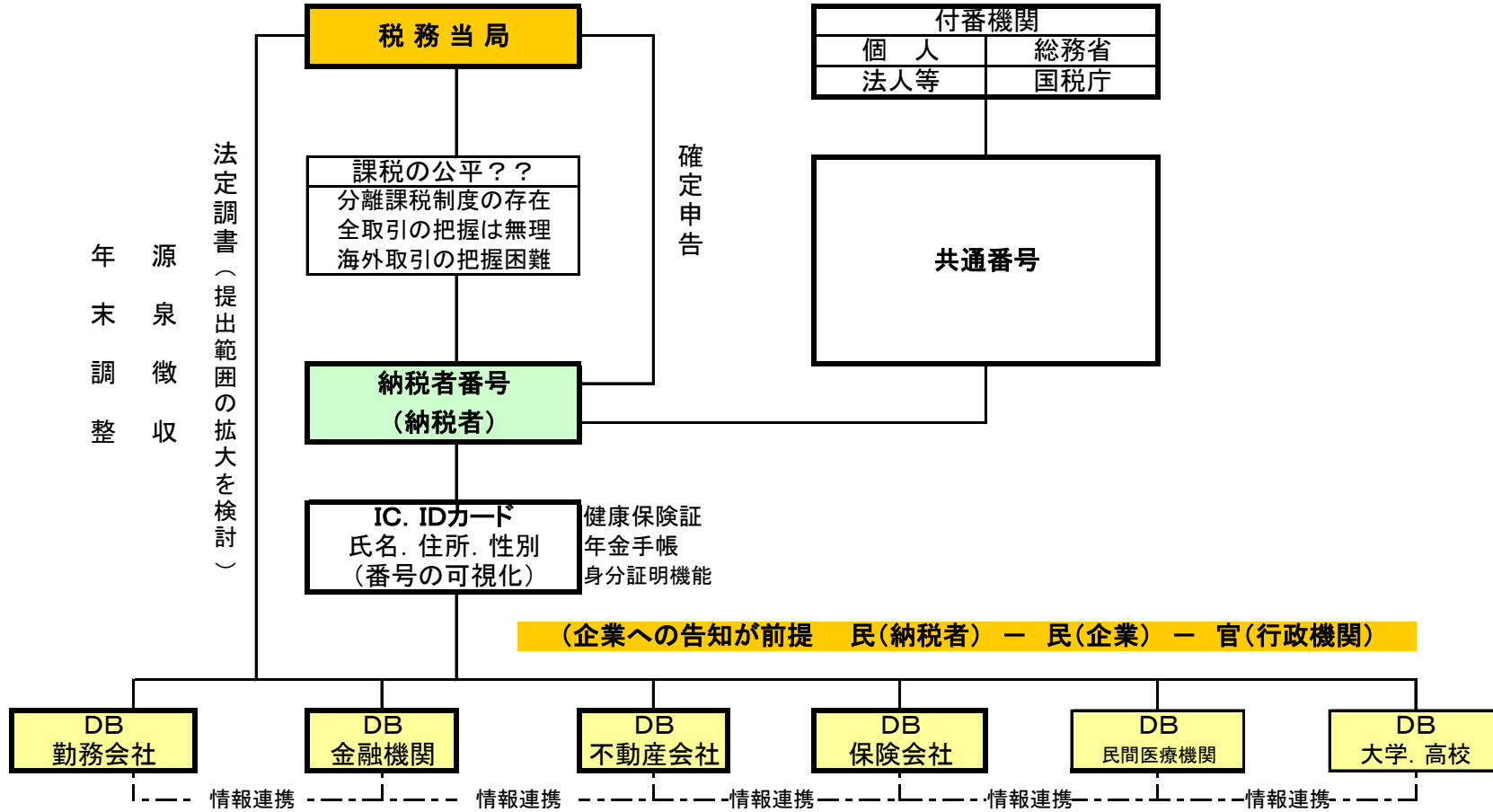
情報漏洩の危険。「なりすまし」の危険。

（クレジットカードの不正利用。携帯電話の名義盗用。等々）

(3) 膨大な費用という負の面

MEMO

共通番号を納税者番号として使用する場合のイメージ図



職歴、給与額、扶養家族、社会保険料等、生命保険料等、預金口座開設、預金額、不動産購入・売却情報、医療受診歴、教育関係その他の個人情報
が共通番号(納税者番号)をもとに企業等でデータベース化される。
番号の民間利用を促進すれば、企業間の情報連携は不可避になる。番号情報利用は本人の同意が必要であるが、同意しないとサービスから閉め出される。
本人確認のために上記以外にもカードの提示を求められることがあり、番号の流出、不正利用を阻止することは難しい。

共通番号(納税者番号)を利用することになると予想される税金関係事務

| 関係法令 | 対象となる収入 | 番号の告知を受ける者 | 番号の告知義務者 |
|------------------|--|--|--|
| 源泉徴収義務、特別徴収義務 | 利子等、配当等 給与、賞与 退職所得 報酬、料金等 | 金融機関、証券会社等 雇用する会社、事業者 雇用する会社、事業者 報酬、料金等の支払者 出版社、画廊、TV局、ラジオ局 球団、JFA、中央競馬会、 プロダクション、バー・スナックその他 | 利子等、配当等の受取者 雇用される勤務者 退職金の受給者 作家、画家、作曲家、デザイナー等 弁護士、税理士、司法書士等 スポーツ選手、競馬騎手、モデル 芸能人、ホステス、講演者、指導者 |
| 法定調書提出義務(拡大を検討) | 給与 退職金 報酬、料金等 家賃、地代 不動産等の譲渡対価 不動産等のあっせん手数料 | 雇用する会社、事業者 雇用する会社、事業者 報酬、料金等の支払者 家賃、地代の支払者 不動産等の譲り受け者 手数料の支払者 | 雇用される勤務者 退職金の受給者 報酬の受取者 家主、地主等 不動産等の譲渡者 手数料の受取者 |
| 年末調整・確定申告(給与、賞与) | 扶養控除、配偶者控除 勤労学生控除 障害者控除 社会保険料控除 小規模企業共済控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寄附金控除 配当控除 住宅借入金等特別控除 | 雇用する会社、事業者 大学等教育機関 市区町村役場 保険適用事業所(勤務先) 国民年金基金、厚生年金基金 中小企業基盤整備機構 生命保険会社等 損害保険会社、農協等 寄附を受けた法人等 証券会社等 金融機関 税理士 | 雇用される勤務者の扶養家族 学生 障害者(手帳交付) 雇用される勤務者 加入者 共済加入者 保険加入者 保険加入者 寄付者 配当等の受取者 住宅ローンの借入者 申告事務依頼者 |

「社会保障と税の一体改革」民主党マニフェスト
 (歳入と歳出の一体改革)

(政策 目 標)

- ① 厚生・共済年金を一元化し、全額税を財源とした最低保障年金の創設
 厚生年金、共済年金等の既得権があり棚上げか？
- ② 給付付き税額控除の導入
 財源なし。正確な所得把握のため全員が確定申告？(税務行政は破綻?)
 所得等の情報を正確に把握するためには、さらに番号収集情報を拡大。
- ③ 歳入庁の設置(税と社会保険の徴収を一体化)
 役所間の垣根による抵抗、中小企業の反対。

番号制の種類

| | | | |
|------------|---------|--------|---|
| ① フラットモデル | 官民共用 | アメリカ | なりすまし犯罪多発。5万件/2006年 クレジット盗用、不正還付請求 サイバー取引で悪用 |
| | | スウェーデン | 共通番号を汎用した完全なデータ監視社会、データ検査院 |
| ② セクトラルモデル | ②と③の中間型 | オーストリア | 暗号を用いた三層制の分野別番号制 分野を越えるデータ連携は原則禁止(プライバシー保護機関の許可ある時は可能) |
| ③ セパレートモデル | 限定番号方式 | ドイツ | 複数の分野別限定番号制、共通番号の違憲性 データ保護観察官 DB格納情報の連携は不可、プライバシー保護対策上有効、利便性は落ちる |
| ④ 番号制度廃止 | | イギリス | 2010年 保守党・自由民主党の連立政権が「国民IDカード制」を廃止 |

MEMO

医療・社会保障分野での「共通番号制」の問題点 ～ 社会保障個人会計の危険性など～

神奈川県保険医協会
理事長 池川 明

【問題点のポイント】

1. 「社会保障個人会計」の導入
2. 医療IT戦略との連動 = 「管理医療」の完成
 - 負担を「代金」、給付を「商品」の関係に
 - 医療・社会保障の『公的給付抑制と市場化』への策動
3. 医療機関のオンライン化、オンライン請求への誘導～強要へ

1. 総合合算制度（仮称） = 社会保障個人会計

政府の主張

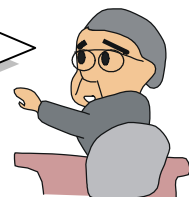
- ・ 共通番号制の“目玉” 低所得者対策として位置付け？
- ・ 正確な所得・負担の把握による公平な所得再分配の実現？
 - 各種保険の納付・給付、納税、世帯収入（所得）を一元管理
 - 各種社会保障の自己負担額を総合合算、世帯収入に応じて定めた一定額の超過分を還付

しかし、制度設計は経団連・経済界が
古くから熱望する「社会保障個人会計」を同じ

真の狙い

- ・ 「社会保障個人会計」とは・・・経済界主導の医療・社会保障の給付抑制策！
 - （A）保険料等の負担の範囲で公的給付に上限設定。給付が超過した場合、死亡時清算なども
 - （B）経済界の狙い = 公的給付外に市場参入（生保、健康産業など）
- （A） + （B）で 医療・社会保障の「給付抑制と市場化」が完成
- ・ 総合合算制度は“玉虫色”。政治が変われば給付抑制の「社会保障個人会計」に早変わり
- ・ 5/29 番号制シンポ in 東京での峰崎内閣官房参与の発言

・・・率直に申し上げて、それは政治の問題だと思うのです。
社会保障を充実させていくのか、あるいは社会保障は自立自助でい
ったほうがいいと思っている人たちが政治の実権を握った場合には、
そちらに行くだろう。
そういう意味では、システムの問題ではなく、我々が選んでいく政
治の価値観の方向をどう選択するか・・・



2. 医療IT戦略との連動 = 「管理医療」の完成

- ・ 番号制は「医療IT戦略」の導入が既定路線
- ・ 主な医療IT戦略のメニュー
 - PHR (Personal Health Record) = 医療情報のビジネス活用 「どこでもMY病院構想」
 - EHR(Electric Health Record) = 電子カルテ等の一元管理と共有 「地域医療情報連携」
- ・ 総務省が PHR + EHR を「日本版 EHR」として本格的に検討開始
カルテ以上の医療・健康情報が広範に管理・活用されることに

政府の主張

- ・ 自己の医療・健康情報に基づいて治療を受けられる？
- ・ 自己の疾病・健康管理に役立つ？
- ・ 患者の疾病・病態等に応じた適切な医療が提供できる？
- ・ 災害時に役立つ？

問題点

- ・ 疾病・健康管理の自己責任論の拡大 社会保障の概念が「自助」優先に歪曲化
- ・ センシティブな医療・健康情報の一元管理 情報漏洩リスクの拡大
- ・ 医療機関の系列化、医師の裁量権の縮小
- ・ 災害時に電気、通信等のインフラが使えなければ、情報を一元管理したところで活用できない

真の狙い

- ・ 「管理医療」の構築 = 公的保険と民間保険の総枠管理（公と民のコンビネーション医療）
 - 公的医療の範囲は狭く、必要最低限に（お金のかかる治療は給付対象外に...）
 - 自費の医療メニューは「松・竹・梅」
- ・ 民間保険のシェア拡大 = 自費医療の「松・竹・梅」に対応した多様な保険商品の開発
 - 加入時の医療・健康情報の提示が義務付け（PHRの強制活用）
 - 厳しい加入審査 ...疾病リスクの有無で加入の可否、保険料の価格・メニューを決定）
 - 厳しい給付審査 ...支払った保険料（代金）の範囲内での給付
 - 民間保険会社と医療機関の個別契約 ...治療成績ではなく、給付の抑制度合いを評価
 - 医療機関の EHR（医療情報連携）への強制参加
...保険会社が EHR のグループ（系列）単位で一括契約？不参加は実質的に開業不可能
- ・ 民間保険の活性化と連動して医療・健康産業などの市場拡大
- ・ 医療難民、医療内容の格差の拡大 「金の切れ目が医療の切れ目」の社会へ
- ・ 患者の症状を見ず、懐具合を見る医療提供体制に
- ・ 映画「SiCKO」の医療・社会保障が日本に
 - 切断した2本の指、費用が足りず1本しかくっつけられない
 - 保険会社の厳しい審査 必要な検査や治療を受けられず死亡

補足 TPPとは ...日本の医療市場を狙った米国の経済戦略

- 番号制・医療IT戦略と目的が一致
- 混合診療の全面解禁、薬剤の自由価格化で医療の市場開放へ
- 国民皆保険は米国の医療関連企業の進出の妨げに 皆保険の形骸化、崩壊へ

3 . 医療機関のオンライン化、オンライン請求への誘導～強要へ

政府の主張

- ・ 保険証のICカード化で、正確でリアルタイムな保険資格の確認
- ・ レセコンと連動させることで、資格情報の転記ミスを防止

問題点

- ・ カードリーダー、ネット回線の敷設などの費用は医療機関負担
- ・ レセコンが常時ネットワーク接続化、漏洩リスクの増大

真の狙い

- ・ ネット回線敷設が拡大 →政府・経済界はオンライン請求へ誘導
- ・ 総合合算制度は給付状況のリアルタイムな管理が必要
- ・ 番号制でオンライン義務化の再燃か？
 - 番号制が実質的なオンライン請求の“義務化”を強制
 - レセプトレベルの医療・健康情報のデータ収集（全数）が容易に
 - 国や保険者の医療費分析（医療費抑制）へ活用（ナショナルデータベース）
 - 経済的・技術的にIT化に対応できない医療機関（医師・歯科医師）は廃業へ
→オンライン義務化問題の際は、「廃業」表明が10%超（06年当会アンケート）
 - 医療機関の淘汰、類別化へ 医師不足、医療機関の偏在が拡大

(メモ)「社会保障個人会計」について

(概要)

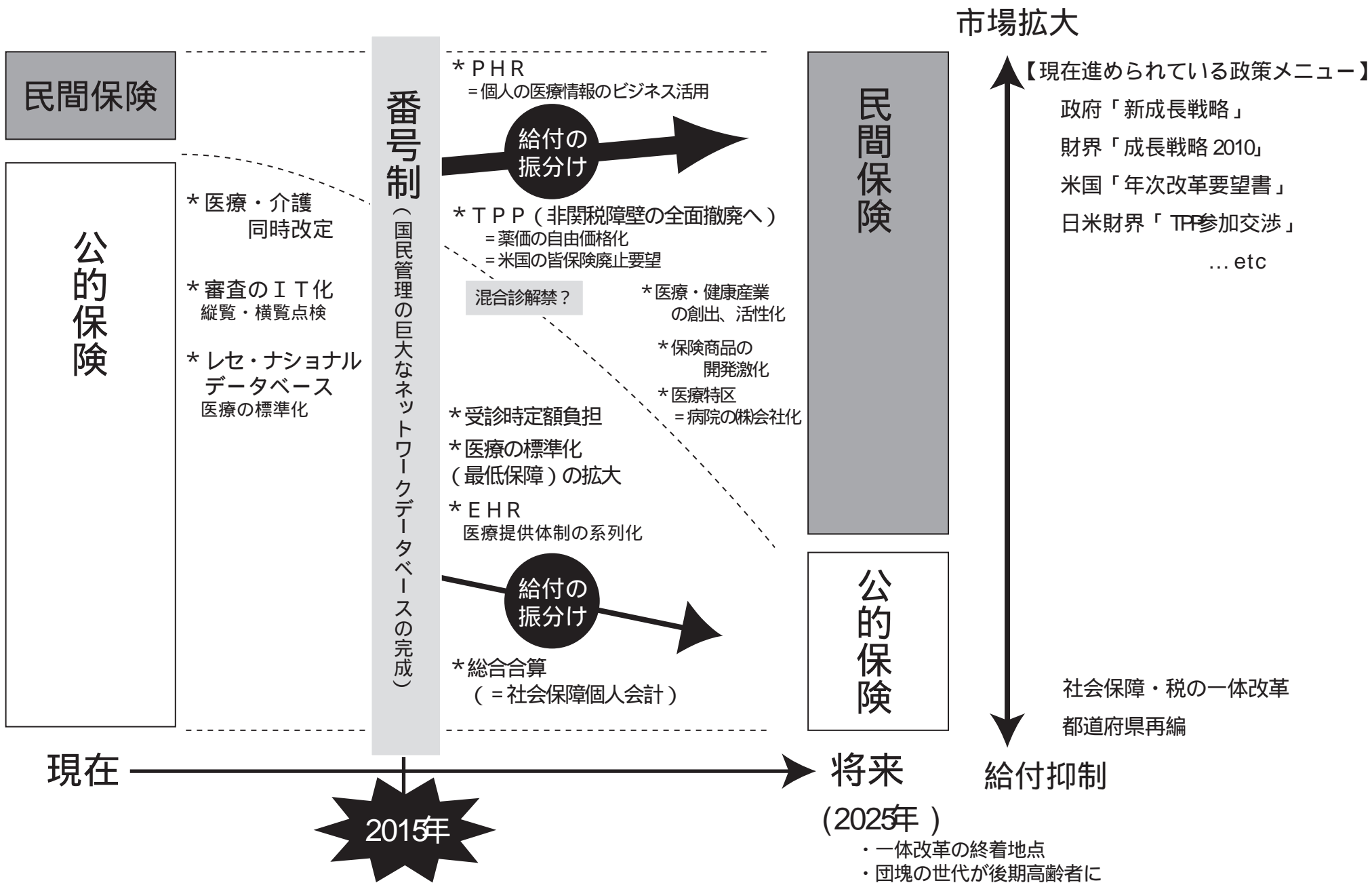
- 社会保障個人会計とは、管理された過去の保険給付や負担(保険料、一部負担金)に関わる個人情報をもとに、個人の生涯の給付と負担が確認できる仕組みのこと。
- 政府・厚労省は、2001年6月に閣議決定された「骨太方針2001」において、個人レベルでの社会保障の給付と負担が分かる社会保障個人会計の構築を目指すとしている。
- 日本経団連も2004年9月に「社会保障制度等の一体的改革に向けて」において、社会保障個人会計の導入を提案している。
- 社会保障個人会計の構築は、国と大企業の社会保障に対する責任と負担を軽減させることが最大のねらい。そのターゲットは公的医療費であり、4半世紀にわたる医療費抑制路線を再構築することである。

(具体的に何をしたいのか)

- 社会保障個人会計を用いて、経団連、経済界が提案されているのが、給付抑制策では「限度額管理」、負担増加策では「公費分の回収」という2つの対策(前述の日本経団連提言、2005年NTTデータ経営研究所レポート)。
- 「限度額管理」とは、社会保険料の負担に比べて、社会保障給付を使い過ぎている人には、給付に一定の限度額を設定したうえで、給付が限度額を超えた場合は、超過分を一定期間繰り延べ、或いは他制度からの余剰額を付け替えるという給付抑制策である。
- 「公費分の回収」とは、個々人が負担した保険料と受けた給付を死亡時に精算し、給付が超過した場合はそれを公費負担とみなし、遺産・相続財産から回収することや、単年度毎に、受けた給付に含まれる公費負担を確認し、その公費分を回収する過酷なまでの負担増加策である。社会保障個人会計の受け皿として、「医療貯蓄口座」の導入も提案されている。
- シンガポール、米国においては医療保険の個人会計は導入済みである。MSA(医療貯蓄勘定)という形で個人の資産管理の一環として導入され、医療費用の支出に限りその勘定から支払うことが許される。
- 前述の日本経団連の提案では、医療貯蓄口座とされ、保険診療の自己負担分や保険外診療の際の費用、あるいは健康増進につながる一定の支出等に充てる。積立金に対しては所得税等の優遇措置などを講じるというものである。
- こうした基盤整備に合わせて、社会保障制度は、個人単位で把握・管理する方向が示されている。
- 共通番号制によって負担と給付の情報、所得情報までが一元管理されることで、こうした給付削減や管理が実効性を持つことになる。

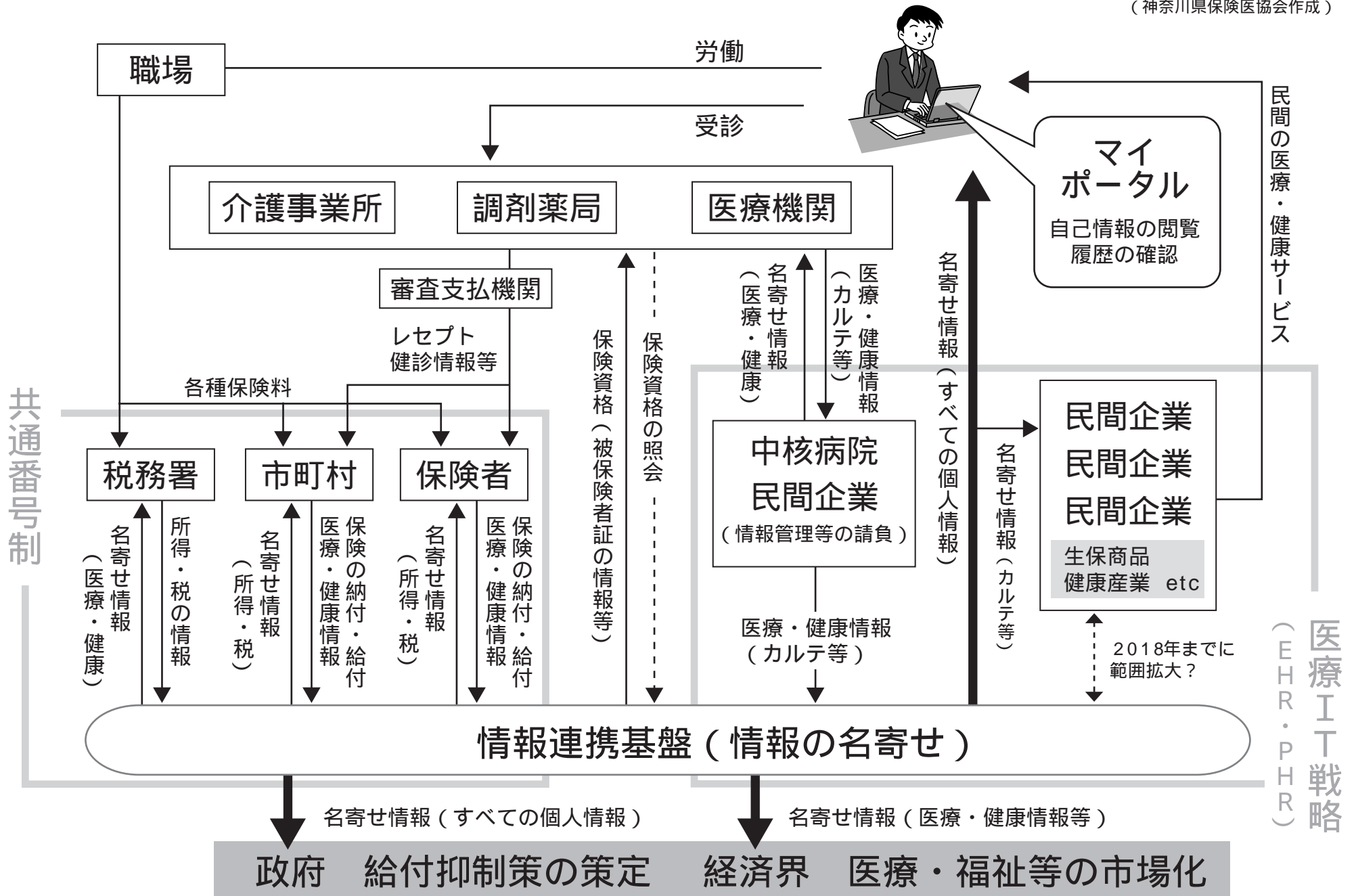
医療・社会保障制度の「給付抑制と市場化」への変遷（イメージ）

（神奈川県保険医協会作成）



医療・健康情報の流れと共通番号制・医療IT戦略の相関性

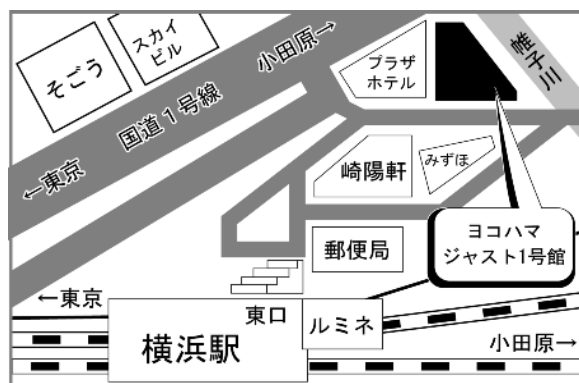
(神奈川県保険医協会作成)



神奈川県保険医協会主催

医療問題研究会のご案内

TPP（環太平洋経済連携協定）は、参加国による関税撤廃のみならず非関税障壁の撤廃ももたらします。よって農業のみならず、医療へも大きな影響があります。野田首相は9月の所信表明演説で年内に「日本再生戦略」を策定し、その軸のひとつに医療関連をすえ、海外との戦略的な経済連携を推進すると表明しました。また医療による経済再生等を盛り込んだ新成長戦略の実現の加速化のため国家戦略会議を設置する予定です。このTPP参加の判断は、11月のAPEC首脳会議までの決着とみられています。風雲急を告げる、この情勢下、早くからTPPの医療への影響について警鐘を鳴らし続けている萩原伸次郎氏をお招きし、ご講演いただきます。是非ご参加ください。



日時 2011年11月25日（金）午後7時～

場所 ヨコハマジャスト1号館8階3号室（JR横浜駅より徒歩2分。下図）

テーマ 「TPPは日本の国民皆保険制度にどの様に影響するか」

講師 横浜国立大学教授 萩原 伸次郎 氏

参加費 無 料

申込み お電話にてお申込み下さい（ : 045 - 453 - 2411 担当：高橋・鈴木ゆ）